

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年8月7日

【四半期会計期間】 第98期第1四半期  
(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 戸田建設株式会社

【英訳名】 TODA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 今井雅則

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目7番1号  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】 03-3535-1357

【事務連絡者氏名】 執行役員(財務担当) 山崎俊博

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀二丁目8番5号

【電話番号】 03-3535-1357

【事務連絡者氏名】 執行役員(財務担当) 山崎俊博

【縦覧に供する場所】 戸田建設株式会社 千葉支店  
(千葉市中央区新千葉一丁目4番3号)

戸田建設株式会社 関東支店  
(さいたま市浦和区高砂二丁目6番5号)

戸田建設株式会社 横浜支店  
(横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号)

戸田建設株式会社 大阪支店  
(大阪市西区西本町一丁目13番47号)

戸田建設株式会社 名古屋支店  
(名古屋市東区泉一丁目22番22号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第97期 第1四半期 連結累計期間	第98期 第1四半期 連結累計期間	第97期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (百万円)	119,857	97,145	518,683
経常利益 (百万円)	9,749	3,006	38,272
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	6,769	827	25,845
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,504	9,365	10,456
純資産額 (百万円)	261,544	274,862	273,496
総資産額 (百万円)	622,432	617,739	634,557
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	22.08	2.70	84.30
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	41.5	44.1	42.7

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

(投資開発)

当第1四半期連結会計期間において、連結子会社である株式会社日新ライフ及びその子会社である株式会社櫻橋商會は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

なお、当第1四半期連結会計期間において報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、第4「経理の状況」1「四半期連結財務諸表」(セグメント情報等) 当第1四半期連結累計期間の「3. 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間における国内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありますが、社会経済活動レベルが引き上げられていく中で、持ち直しに向かうことが期待されます。

建設業界においては、民間工事を中心に受注が減少しております。一方、建設資材価格は横ばい傾向にあり、労務需給状況の不足状態は解消されつつありますが、今後の動向及び新型コロナウイルス感染症が与える影響を注視する必要があります。

このような状況の中、当第1四半期連結累計期間における当社グループの業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高は、主に当社の建築事業における完成工事高が減少したことにより、前年同四半期比18.9%減の971億円となりました。

営業損益については、主に当社の建築事業において好採算の工事が減少したことなどにより、売上総利益は98億円（前年同四半期比37.4%減）となりました。販売費及び一般管理費については、81億円と前年同四半期比10.1%増加したことにより、営業利益は前年同四半期比79.2%減の17億円となりました。

経常損益については、受取利息及び保有する投資有価証券の受取配当金などにより、30億円の経常利益（前年同四半期比69.2%減）となりました。

親会社株主に帰属する四半期純利益につきましては、8億円（前年同四半期比87.8%減）となりました。

セグメント別における業績は以下のとおりであります。

当社グループは当第1四半期連結会計期間より報告セグメントの変更を行っており、前年同四半期との比較・分析は、変更後のセグメント区分に基づいております。詳細は、第4「経理の状況」1「四半期連結財務諸表」（セグメント情報等） 当第1四半期連結累計期間の「3. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

なお、セグメントの業績については、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めて記載しております。

#### (建築)

売上高は641億円（前年同四半期比28.1%減）となり、セグメント利益（営業利益）は13億円（前年同四半期比80.6%減）となりました。

当社個別の受注高については、官公庁工事が前年同四半期比60.0%、民間工事が前年同四半期比19.9%増加したことにより、全体では499億円と、前年同四半期比26.4%増となりました。

(土木)

売上高は271億円（前年同四半期比13.8%増）となり、セグメント利益は6億円（前年同四半期比41.9%減）となりました。

当社個別の受注高については、官公庁工事が前年同四半期比27.9%減少しましたが、民間工事が前年同四半期比138.2%増加したことにより、全体では210億円と、前年同四半期比34.0%増となりました。

(投資開発)

売上高は12億円（前年同四半期比48.8%減）、セグメント利益は86百万円（前年同四半期比82.6%減）となりました。

(国内グループ会社)

売上高は92億円（前年同四半期比3.0%増）、セグメント利益は0百万円（前年同四半期は1億円のセグメント利益）となりました。

(新領域)

売上高は4億円（前年同四半期比16.3%増）、セグメント損失は1億円（前年同四半期は44百万円のセグメント損失）となりました。

資産、負債、純資産の状況は、以下のとおりであります。

(資産の部)

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、未成工事支出金が41億円、投資有価証券が138億円増加しましたが、受取手形・完成工事未収入金等が239億円、有価証券が200億円減少したことなどにより、前連結会計年度末と比較して168億円減少の6,177億円（2.7%減）となりました。

(負債の部)

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、社債が100億円増加しましたが、支払手形・工事未払金等が252億円、短期借入金が158億円減少したことなどにより、前連結会計年度末と比較して181億円減少の3,428億円（5.0%減）となりました。

(純資産の部)

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は、保有株式の時価上昇に伴うその他有価証券評価差額金が99億円増加したことなどにより、前連結会計年度末と比較して13億円増加の2,748億円（0.5%増）となり、自己資本比率は44.1%となりました。

(2)会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第1四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について、重要な変更はありません。

(3)経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

#### (4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

#### (5)財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当第1四半期連結累計期間において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、以下の通りであります。

##### 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえば利害関係者との良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主が最終的な決定を行うために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主から負託された者の責務として、株主のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

##### 基本方針の実現に資する取組み

ア 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、1967年に経営方針を制定し、これに基づいた企業活動を行うことでお客様をはじめとするステークホルダーとの信頼関係の構築に努めてまいりました。

一方で、社会情勢や社会的要請、当社グループの事業構成等につきましては、約50年前の制定当時と大きく状況が変化しています。こうした背景から、当社の歴史の中で培われてきた価値観や精神を再確認するとともに、未来に向けた指針を改めて明文化していくことが必要となり、2017年1月、持続的成長の実現及び企業理念に基づく経営体制の強化を目的に経営方針を含む「企業理念」全体を見直し、改定を行っております。

その改定においては、従来の経営方針の内容をベースにCSR（企業の社会的責任）やCSV（共通価値の創造）等の観点を踏まえ、その適用範囲につきましては当社単体から当社グループ全体へと拡大したものとなっております。併せて行動理念である「企業行動憲章」の改定とともに、2015年制定の「グローバルビジョン」を含めた理念体系の整備を行いました。

経営環境の変化が予想される中、当社グループ全体で目的意識を共有し諸課題に取り組んでいくことを持続的成長の実現に向けた強い原動力としていきます。今後ともこの企業理念に基づく活動を推進し、当社グループの存在価値を高め、社会の発展に貢献してまいります。

イ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2020年6月25日開催の当社第97回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本対応策」という。）を継続することに関して決議を行い、株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応策の概要は次のとおりであります。

(ア) 本対応策に係る手続き

a 対象となる大規模買付等

本対応策は以下の(a)又は(b)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（以下「大規模買付等」という。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」という。）は、予め本対応策に定められる手続きに従わなければならないものとします。

(a) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(b) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

b 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等は、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等の際に本対応策に定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」という。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

c 情報の提供

意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を日本語で提供していただきます。

d 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」という。）として設定します。

(a) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間

(b) その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記(a)(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主へ開示します。また、延長の期間は最大30日間とします。

e 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記dの当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができるものとします。

(a) 買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

(b) 買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。ただし手続きが遵守されている場合でも、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、例外的措置として対抗措置の発動を勧告する場合があります。

f 取締役会の決議

当社取締役会は、eに定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとし、

g 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記fの手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとし、

h 大規模買付等の開始

買付者等は、本対応策に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとし、

(イ) 本対応策における対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(ア)fに記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うこととします。

(ウ) 本対応策の有効期間、廃止及び変更

本対応策の有効期間は、2020年6月25日開催の第97回定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとし、また、当社の取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとし、

なお、当社取締役会は、法令等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得た上で、本対応策を修正し、又は変更する場合があります。

上記の取組みが、上記の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、「中期経営計画」及びそれに基づく施策は当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する具体的方策として策定されたものであり、の基本方針に沿うものと判断しております。また、次の理由から上記イの取組みについても上記の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

ア 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

イ 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応策は、当社株式等に対する大規模買付等に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするものであります。

ウ 株主意思を重視するものであること

当社は、本対応策の継続に関する株主の意思を確認するため、2020年6月25日に開催された第97回定時株主総会において本対応策の継続に関する議案を付議し、その承認可決を受けております。また、本対応策の有効期間は2023年6月開催予定の当社第97回定時株主総会終結時までであり、また、その有効期間の満了前に開催される当社株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策も当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。

エ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本対応策の運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主に情報開示を行うこととし、本対応策の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

オ 合理的な客観的発動要件の設定

本対応策は、上記イ(ア)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

カ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記イ(ウ)に記載のとおり、本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。

また、当社は期差任期制を採用しておりません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は4億円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。



### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	759,000,000
計	759,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年8月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	322,656,796	322,656,796	東京証券取引所(市場第一部)	単元株式数 100株
計	322,656,796	322,656,796	-	-

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年6月30日		322,656,796		23,001		25,573

##### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である2020年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 15,216,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 307,240,300	3,072,403	-
単元未満株式	普通株式 199,796	-	-
発行済株式総数	322,656,796	-	-
総株主の議決権	-	3,072,403	-

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には当社所有の自己株式44株、役員報酬B I P信託が所有する株式16株及び株式付与E S O P信託が所有する株式78株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」には、役員報酬B I P信託が所有する株式647,000株(議決権6,470個)及び株式付与E S O P信託が所有する株式164,300株(議決権1,643個)が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 戸田建設株式会社	東京都中央区京橋 1 - 7 - 1	15,216,700	-	15,216,700	4.71
計	-	15,216,700	-	15,216,700	4.71

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、青南監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金預金	106,453	109,264
受取手形・完成工事未収入金等	163,440	139,456
有価証券	20,064	54
販売用不動産	10,052	11,638
未成工事支出金	16,488	20,650
その他のたな卸資産	3,949	4,330
その他	17,502	22,218
貸倒引当金	1,110	974
流動資産合計	336,841	306,639
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物(純額)	29,046	28,496
機械、運搬具及び工具器具備品(純額)	3,209	3,045
土地	83,920	83,452
リース資産(純額)	138	121
建設仮勘定	7,959	9,078
有形固定資産合計	124,274	124,193
無形固定資産		
のれん	519	502
その他	7,976	7,899
無形固定資産合計	8,495	8,401
投資その他の資産		
投資有価証券	157,659	171,554
長期貸付金	782	752
退職給付に係る資産	1,223	1,028
繰延税金資産	731	738
その他	4,635	4,518
貸倒引当金	87	88
投資その他の資産合計	164,945	178,504
固定資産合計	297,715	311,099
資産合計	634,557	617,739

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形・工事未払金等	105,305	80,088
短期借入金	44,499	28,673
1年内償還予定の社債	5,000	5,000
未払法人税等	7,374	725
未成工事受入金	30,022	38,206
賞与引当金	6,409	3,046
完成工事補償引当金	4,410	4,229
工事損失引当金	3,200	3,157
預り金	28,618	38,581
その他	18,229	18,626
<b>流動負債合計</b>	<b>253,070</b>	<b>220,336</b>
<b>固定負債</b>		
社債	30,100	40,100
長期借入金	32,201	31,665
繰延税金負債	11,833	16,284
再評価に係る繰延税金負債	6,791	6,791
役員退職慰労引当金	207	210
役員株式給付引当金	188	186
関係会社整理損失引当金	36	31
退職給付に係る負債	21,263	21,547
資産除去債務	1,712	1,752
その他	3,656	3,971
<b>固定負債合計</b>	<b>107,991</b>	<b>122,540</b>
<b>負債合計</b>	<b>361,061</b>	<b>342,876</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	23,001	23,001
資本剰余金	26,259	26,259
利益剰余金	176,564	169,395
自己株式	9,392	9,392
<b>株主資本合計</b>	<b>216,433</b>	<b>209,263</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	51,954	61,930
繰延ヘッジ損益	13	17
土地再評価差額金	4,584	4,584
為替換算調整勘定	805	2,349
退職給付に係る調整累計額	1,292	1,112
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>54,427</b>	<b>63,070</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>2,635</b>	<b>2,528</b>
<b>純資産合計</b>	<b>273,496</b>	<b>274,862</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>634,557</b>	<b>617,739</b>

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
<b>売上高</b>		
完成工事高	115,859	94,383
投資開発事業等売上高	3,998	2,762
売上高合計	119,857	97,145
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	101,352	85,487
投資開発事業等売上原価	2,704	1,766
売上原価合計	104,057	87,253
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	14,506	8,895
投資開発事業等総利益	1,294	996
売上総利益合計	15,800	9,891
販売費及び一般管理費	7,395	8,142
営業利益	8,404	1,749
<b>営業外収益</b>		
受取利息	58	53
受取配当金	1,459	1,421
その他	83	95
営業外収益合計	1,600	1,570
<b>営業外費用</b>		
支払利息	168	195
支払手数料	33	39
その他	55	78
営業外費用合計	256	313
経常利益	9,749	3,006
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	173	-
受取和解金	174	-
その他	17	7
特別利益合計	364	7
<b>特別損失</b>		
固定資産廃棄損	28	432
投資有価証券評価損	106	1,044
その他	0	14
特別損失合計	134	1,490
税金等調整前四半期純利益	9,979	1,522
法人税等	3,163	696
四半期純利益	6,816	825
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失( )	46	1
親会社株主に帰属する四半期純利益	6,769	827

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
四半期純利益	6,816	825
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8,394	9,975
繰延ヘッジ損益	69	31
為替換算調整勘定	35	1,647
退職給付に係る調整額	107	180
その他の包括利益合計	8,320	8,539
四半期包括利益	1,504	9,365
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,578	9,470
非支配株主に係る四半期包括利益	74	104

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
連結の範囲の重要な変更	当第1四半期連結会計期間において、連結子会社である株式会社日新ライフ及びその子会社である株式会社櫻橋商會は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
税金費用の計算	税金費用の算定については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて算定しております。

(追加情報)

(取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度)

1 取引の概要

当社は、2016年5月13日開催の取締役会及び同年6月29日開催の第93回定時株主総会において、当社取締役及び執行役員（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下あわせて「取締役等」という。）を対象に、中長期的な業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、業績連動型株式付与制度である「役員報酬BIP信託」（以下「BIP信託」という。）及び「株式付与ESOP信託」（以下「ESOP信託」といい、BIP信託とあわせて「本制度」という。）の導入を決議しております。

本制度は取締役等に対するインセンティブプランであり、本制度により取得した当社株式を各事業年度の業績目標の達成度等に応じて当社取締役等に交付するものであります。

2 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末におけるBIP信託が329百万円及び647,016株、ESOP信託が82百万円及び164,378株であり、当第1四半期連結会計期間末におけるBIP信託が329百万円及び647,016株、ESOP信託が82百万円及び164,378株であります。

(無担保普通社債の発行)

当社は2020年5月22日開催の取締役会において、無担保普通社債の発行について包括決議をしております。この決議に基づき、以下のとおり無担保普通社債（グリーンボンド）の発行を予定しております。

- (1) 銘柄 第7回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
- (2) 発行予定総額 100億円
- (3) 払込金額 各社債の金額100円につき100円
- (4) 資金使途 (仮称)新 TODA BUILDING 建設（新本社ビル建替え）の設備投資資金



(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関して、当社グループは、徹底した感染防止対策を実施した上で事業活動を継続しており、現時点では平常時と同水準を維持していることから、当第1四半期連結会計期間において、事業継続ならびに業績への影響は限定的であるとの仮定のもと会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や経済への影響によっては、第2四半期連結会計期間以降の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
さくらの里メガパワー(同)	202百万円	198百万円

2 貸出コミットメント契約

当社においては、運転資金調達の機動性の確保および調達手段の多様化に対応するため、貸出コミットメント契約を締結しております。

当四半期連結会計期間末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は下記のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
契約極度額	30,000百万円	30,000百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	30,000百万円	30,000百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	626百万円	838百万円
のれんの償却額	17百万円	17百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	6,140	20.00	2019年3月31日	2019年6月28日	利益剰余金

(注) 2019年6月27日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	7,993	26.00	2020年3月31日	2020年6月26日	利益剰余金

(注) 2020年6月25日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式に対する配当金21百万円が含まれております。

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)2
	建築	土木	投資開発	国内 グループ 会社	新領域	合計		
売上高								
外部顧客への売上高	88,073	23,535	2,257	5,594	397	119,857	-	119,857
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,083	331	237	3,410	-	5,063	5,063	-
計	89,156	23,866	2,494	9,005	397	124,920	5,063	119,857
セグメント利益又は損 失( )	6,765	1,162	498	151	44	8,533	129	8,404

(注)1 「セグメント利益又は損失」の調整額 129百万円は、セグメント間取引消去であります。

2 「セグメント利益又は損失」は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)2
	建築	土木	投資開発	国内 グループ 会社	新領域	合計		
売上高								
外部顧客への売上高	63,133	26,598	1,066	5,885	462	97,145	-	97,145
セグメント間の内部 売上高又は振替高	980	569	211	3,390	-	5,151	5,151	-
計	64,113	27,167	1,277	9,275	462	102,297	5,151	97,145
セグメント利益又は損 失( )	1,313	675	86	0	136	1,939	190	1,749

(注)1 「セグメント利益又は損失」の調整額 190百万円は、セグメント間取引消去であります。

2 「セグメント利益又は損失」は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

### 3. 報告セグメントの変更等に関する事項

#### (セグメント区分の変更)

当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントを従来の、「国内建築」「国内土木」「投資開発」「国内グループ会社」「新領域」「海外」の6区分から、「建築」「土木」「投資開発」「国内グループ会社」「新領域」の5区分に変更しております。この変更は「中期経営計画2024」における事業の業績目標の区分や取締役会の月例報告資料における事業報告の区分に報告セグメントの区分を合わせるために行ったものであります。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

#### (企業結合等関係)

##### (連結子会社の吸収合併)

当社は、2020年1月31日開催の取締役会決議に伴い、2020年4月1日に当社の連結子会社である株式会社日新ライフと株式会社櫻橋商会（株式会社日新ライフの子会社）を吸収合併しております。

##### 1. 取引の概要

###### (1) 被結合企業の名称及びその事業内容

被結合企業の名称	株式会社日新ライフおよび株式会社櫻橋商会
事業の内容	不動産売買および賃貸業

###### (2) 企業結合日

2020年4月1日

###### (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社日新ライフおよび株式会社櫻橋商会を消滅会社とする吸収合併

###### (4) 結合後企業の名称

戸田建設株式会社

###### (5) その他取引の概要に関する事項

更なる経営の効率化を図ること等を目的としております。

##### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

#### (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	22円08銭	2円70銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	6,769	827
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額 (百万円)	6,769	827
普通株式の期中平均株式数(千株)	306,585	306,628

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
 2 役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を、1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前第1四半期連結累計期間440,210株、当第1四半期連結累計期間811,394株)。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月6日

戸田建設株式会社  
取締役会 御中

青南監査法人  
東京都港区

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 齋藤敏雄 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木大輔 印

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている戸田建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、戸田建設株式会社及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。